

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
総務・市民協働部
総務課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

告 示

- 告示第96号 議決予算の公表について……………（財政課）…2
- 告示第97号 議決予算の公表について……………（財政課）…2

公 告

- 公告第45号 宇治都市計画地区計画の変更案の縦覧
……………（都市計画課）…4

教 育 委 員 会

- 告示第13号 教育委員会の招集……………4

公 営 企 業

- 告示第4号 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理
の開始……………5

告 示

宇治市告示第96号

議決予算の公表について

令和4年6月招集の宇治市議会定例会において議決された予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和4年8月26日

宇治市長 松村 淳子

令和4年度宇治市一般会計補正予算（第1号）

令和4年度宇治市の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ832,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67,662,600千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
16. 国 庫 支 出 金		13,403,200	832,600	14,235,800
	2. 国 庫 補 助 金	2,238,230	832,600	3,070,830
歳 入 合 計		66,830,000	832,600	67,662,600

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
3. 民 生 費		30,481,539	832,600	31,314,139
	1. 社 会 福 祉 費	14,196,794	570,400	14,767,194
	2. 児 童 福 祉 費	11,266,499	262,200	11,528,699
歳 出 合 計		66,830,000	832,600	67,662,600

宇治市告示第97号

議決予算の公表について

令和4年6月招集の宇治市議会定例会において議決された予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和4年8月26日

宇治市長 松村 淳子

に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ764,840千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68,427,440千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年度宇治市一般会計補正予算（第2号）

令和4年度宇治市の一般会計の補正予算（第2号）は、次

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
16. 国 庫 支 出 金		14,235,800	641,940	14,877,740
	1. 国 庫 負 担 金	11,111,755	159,000	11,270,755
	2. 国 庫 補 助 金	3,070,830	482,940	3,553,770

21. 繰 越 金		0	122,900	122,900
	1. 繰 越 金	0	122,900	122,900
歳 入 合 計		67,662,600	764,840	68,427,440

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
2. 総 務 費		8,234,979	8,700	8,243,679
	1. 総 務 管 理 費	6,841,151	8,700	6,849,851
3. 民 生 費		31,314,139	149,140	31,463,279
	1. 社 会 福 祉 費	14,767,194	149,140	14,916,334
4. 衛 生 費		5,612,559	564,000	6,176,559
	1. 保 健 衛 生 費	2,698,298	564,000	3,262,298
6. 農 林 水 産 業 費		348,497	14,000	362,497
	1. 農 業 費	250,125	14,000	264,125
7. 商 工 費		2,074,966	20,000	2,094,966
	1. 商 工 費	2,074,966	20,000	2,094,966
10. 教 育 費		5,295,143	9,000	5,304,143
	2. 小 学 校 費	1,769,595	9,000	1,778,595
歳 出 合 計		67,662,600	764,840	68,427,440

第 2 表 債務負担行為補正

1. 追加 (単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
自転車等駐車場指定管理事業	自 令和 4 年度 至 令和 9 年度	621,700
中学校給食センター整備支援業務委託	自 令和 4 年度 至 令和 5 年度	25,000

令和 4 年度宇治市介護保険事業特別会計
補正予算（第 1 号）

令和 4 年度宇治市の介護保険事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 215,364 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17,120,364 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご

との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
8. 繰 越 金		0	215,364	215,364
	1. 繰 越 金	0	215,364	215,364
歳 入 合 計		16,905,000	215,364	17,120,364

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
7. 諸 支 出 金		0	215,364	215,364
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	0	215,364	215,364
歳 出 合 計		16,905,000	215,364	17,120,364

令和 4 年度宇治市水道事業会計補正予算（第 1 号）

(総則)

第 1 条 令和 4 年度宇治市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 予算第 3 条中、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款 水道事業収益	4,172,100 千円	4,000 千円	4,176,100 千円
第 1 項 営業収益	3,625,480 千円	△ 401,000 千円	3,224,480 千円
第 2 項 営業外収益	546,602 千円	405,000 千円	951,602 千円

支 出

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款 水道事業費用	4,144,143 千円	4,000 千円	4,148,143 千円
第 1 項 営業費用	4,062,497 千円	4,000 千円	4,066,497 千円

(他会計からの補助金)

第 3 条 予算第 10 条を、次のとおり改める。

水道料金等減免事業、低所得者水道使用料減額事業、上水道事業債等利子償還及び統合した簡易水道事業等に係る維持管理費用に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、441,037 千円である。

公 告

宇治市公告第 45 号

宇治都市計画地区計画の変更案の縦覧について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに宇治市に意見書を提出することができます。

令和 4 年 8 月 26 日

宇治市長 松村 淳子

- 都市計画の種類及び名称
宇治都市計画地区計画（石橋地区）
- 地区計画の位置及び区域
宇治市横島町石橋、一ノ坪、中川原及び大町の各一部
- 都市計画の変更案の縦覧場所
宇治市宇治琵琶 33 番地
宇治市都市整備部都市計画課
- 都市計画の変更案の縦覧期間
令和 4 年 8 月 26 日から同年 9 月 9 日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

教 育 委 員 会

宇治市教育委員会告示第 13 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 14 条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和 4 年 8 月 5 日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

開会日時 令和 4 年 8 月 8 日 午後 6 時 30 分

開会場所 宇治市役所 602 会議室

- 付議事項
- 会議録署名委員の指名について
 - 会期について
 - 報告
 - 今後の小学校給食の提供方式の方針について

(揭示済)

公 営 企 業

宇治市上下水道事業告示第4号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、その関係図書は、宇治市上下水道部下水道管理課にて一般の縦覧に供します。

令和4年8月26日

宇治市長 松村 淳子

供用及び処理 開始年月日	供用及び下水の処理を開始する区域並びに供用を開始する排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
令和4年8月 26日	菟道車田の一部	分流式	宇治市木幡 北島地内 東宇治浄化 センター
令和4年8月 26日	宇治大谷の一部・蔭山の一部、天神台二丁目の一部、小倉町西山の一部、伊勢田町遊田の一部、広野町一里山の一部	分流式	八幡市八幡 焼木一番地 洛南浄化セ ンター

